

カンボジア王国民事過料手続法

日本語版

第1章 総則

第1条 (趣旨)

この法律は、民法、民事非訴訟事件手続に関する法律及び民事訴訟法に定める過料の手続について定めるものとする。

第2条 (包括準用)

過料の手続については、この法律に別段の定めのある場合を除き、民事非訴訟事件手続法の規定を準用する。

第2章 管轄

第3条 (管轄)

過料事件は、他の法律に特別の定めがある場合を除き、その過料の手続の当事者の民事訴訟法第8条(住所等によって定まる管轄)に定める地を管轄する始審裁判所が管轄する。

第3章 手続

第4条 (開始)

過料の手続は、裁判所が職権によって開始する。

第5条 (過料の裁判手続)

- 1 過料についての裁判は、決定によって行う。
- 2 第1項の決定は、書面により、理由及び主文を記載し、裁判官が署名しなければならない。
- 3 裁判所は、過料についての決定をするに当たっては、あらかじめ、検察官の意見を聴くとともに、当事者の陳述を聴かななければならない。
- 4 過料についての決定に対しては、当事者及び検察官は抗告することができる。過料を科する決定は、確定しなければその効力を生じない。
- 5 過料についての決定の手続(抗告審における手続を含む。)に要する裁判費用は、過料を科する決定をした場合にあっては、その決定を受けた当事者の負担とし、その他の場合にあっては国の負担とする。
- 6 過料を科する決定に対して当事者から抗告があった場合において、抗告裁判所が、原決定を取り消して更に過料についての決定をしたときは、その決定が過料を科する決定であっても、第5項の裁判費用は国の負担とする。

第6条 (過料決定の執行)

- 1 過料を科する決定は、検察官の命令で執行する。この命令は執行文の付与された執行名義と同一の効力を有する。
- 2 過料を科する決定の執行は、民事訴訟法第6編その他強制執行の手続に関する法令に従ってする。ただし、執行をする前に決定の送達をすることを要しない。
- 3 検察官は、過料を科する決定の執行に関して必要があると認めるときは、官庁又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

第4章 最終条項

第7条（本法の適用）

この法律は緊急に公布する。